

(平成22年12月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 10 月から 61 年 3 月までの国民年金付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 10 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 59 年 9 月に退職した後、同年 10 月に国民年金の加入手続を A 市役所で行った際に付加保険料の納付を勧められ、付加保険料も一緒に納付する手続を併せて行った。私の年金手帳には「㊦59.10.26」のゴム印が押されており、申立期間において、付加保険料込みの保険料を納付していたはずである。

しかし、社会保険庁（当時）の記録では、付加保険料が未納となっていることに納得できないので、申立期間を国民年金付加保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 18 か月と比較的短期間である上、申立人は、申立期間の付加保険料を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人が所持している年金手帳には、申立人が昭和 59 年 10 月 26 日に付加保険料の納付の申出をしたことを示す「㊦59.10.26」のゴム印が押されている上、当該加入日は、申立人に係る国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及びオンラインの記録とも一致しているが、A 市の国民年金被保険者名簿には、付加保険料の納付の申出を行ったことの記載が無いなど、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性も考えられる。

さらに、A 市は、「一般的には、付加保険料の納付の申出をされた加入者には、付加保険料込みの納付書を送付していたと思われる。」としていることを踏まえると、申立人に対しても、付加保険料込みの納付書が送ら

れていたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年2月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年2月から52年3月まで

私は、昭和51年2月に仕事を辞めてしばらくした53年ごろにA市役所又はB社会保険事務所（当時）のどちらかで、国民年金の加入手続を行い、その際、現金で51年2月までさかのぼって国民年金保険料を納付した。

申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す領収証等は保管していないが、未納通知を受けたことはない。

しかし、社会保険庁（当時）の記録では、昭和52年4月以降は納付済となっているのに、加入当初の申立期間のみが未納となっていることに納得できないので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している国民年金手帳には、「昭和53年2月23日発行」と記載されており、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は、A市が保管している「年金手帳払出状況」による払出時期とも一致していることから、申立人は、同日にA市で加入手続を行ったものと考えられる。

また、申立期間については、申立人が国民年金の加入手続を行った時点において、過年度納付により国民年金保険料を納付することは可能であるが、A市は、当時、過年度納付は取り扱っていなかったとしている。

さらに、申立人は、当初、申立期間の国民年金保険料については、「A市役所又はB社会保険事務所のどちらで納付したかは明確でないが、加入手続をした際にさかのぼって現金で納付した。」としていたが、その後、「A市役所及びB社会保険事務所の両方で納付したかもしれない」、「納

付書で納付したかもしれない。」と主張が変遷するなど、当時の記憶は曖昧である上、A市の国民年金被保険者名簿によれば、昭和52年度の保険料についてはA市において現年度納付されていることから、申立人は、加入手続を行った昭和53年2月に、その時点において市役所で納付することが可能であった昭和52年度の保険料をさかのぼって納付したと考えるのが自然である。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。